

答弁書第二四三号

内閣参質一七一第二四三号

平成二十一年七月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員 円より子君提出歯科医療に係わる先進医療技術の適正評価に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。



参議院議員円より子君提出歯科医療に係わる先進医療技術の適正評価に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの保険医療機関数は、平成二十年七月一日現在で、「歯周組織再生誘導手術」に係るものが四千九百三十六、「レーザー応用による齲蝕除去」（齲蝕歯無痛的窩洞形成加算に係る歯科医療技術をいう。以下同じ。）に係るものが千四百三十六である。また、お尋ねの実施件数については把握していない。

二について

厚生労働省としては、「歯周組織再生誘導手術」及び「レーザー応用による齲蝕除去」については、平成二十年度の診療報酬改定において導入したばかりであり、今後、これらの技術の実施状況や実施上の課題等を把握するための調査を行うこととしている。

三について

厚生労働省としては、「歯周組織再生誘導手術」及び「レーザー応用による齲蝕除去」については、中央社会保険医療協議会の議論も踏まえ、適正に評価した上で、平成二十年度の診療報酬改定において導入したところであるが、次期診療報酬改定においても、二について述べた調査の結果も参考にしつつ、適

切な歯科診療の確保を図るため、適正に評価してまいりたい。